# 大阪地方最低賃金審議会

第319回総会

議事録

平成28年度

# 大阪地方最低賃金審議会

第319回総会議事録

1 日 時

平成28年8月23日(火)午前9時00分~同9時30分

2 場 所

大阪合同庁舎第2号館 5階 共用会議室C

3 出席者

(公益代表委員)

髙瀬委員、冨田委員、長尾委員、服部委員、深井委員、水島委員 (労働者代表委員)

井尻委員、太田委員、楠本委員、中井(寛)委員

(使用者代表委員)

中井(正)委員、西田委員、吉田委員

(事務局)

苧谷局長、鈴木労働基準部長、田中賃金課長、古田主任賃金指導官、星島賃金指導官、 田村賃金指導官、折笠最低賃金第1係長、木下給付調査官、福谷賃金主任

# 4 審議事項

- (1) 大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出について
- (2) 特定 (産業別) 最低賃金専門部会の廃止について

# 古田主任

それでは、定刻になりましたので、ただいまから大阪地方最低賃金審議会第319回総会を開催いたします。

はじめに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴の皆様は、既にお渡ししております傍聴に関する遵 守事項に従っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員6名、労働者を代表する委員3名、使用者を代表する委員3名、合計12名の委員のご出席によりまして、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることにつきましてご報告を申し上げます。

なお、労働者を代表する楠本委員は少し遅れてご出席とお聞きしております。また、上山委員、櫛田委員、それから使用者を代表する近藤委員、古谷委員、中野委員は所用のためご欠席でございます。 それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

# 冨田会長

わかりました。

それでは、議事(1)の「大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出について」に入ります。 事務局から説明してください。

#### 田中課長

それでは、異議申出の内容につきまして、事務局からご説明いたします。

本年8月4日、大阪地方最低賃金審議会が行った平成28年度大阪府最低賃金についての答申、この答申に対する異議申出は、関係労働者等からは282件、そして市民団体から1件、関係使用者等からは2件が、大阪地方最低賃金審議会会長あてに提出されております。全大阪労働組合総連合、大阪自治労連現業評議会、松原革新懇、アサカ・パーソナル・リレーションズ株式会社、一般社団法人大阪タクシー協会から提出された異議申出書につきましては、本日の資料として添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

はじめに、関係労働団体ほかから提出された異議申出についてご紹介します。

本年8月18日に交野市職員労働組合ほかから、8月19日には全大阪労働組合総連合をはじめとする関係労働組合、そして市民団体から異議申出がされております。時間の関係上全てをご紹介できませんので、主要な事項についてご紹介させていただきます。

主要事項としまして3点。

1点目、最低賃金額は月額・日額表示を行うこととし、大阪府最低賃金を月額20万円、日額1万1,200円、時間額1,400円に引き上げること。これは、282件中207件となっております。この金額につきましては、月額22万5,000円、日額1万2,000円、時間額1,500円への引き上げを求めているものが76件となっております。

2点目、全国一律最低賃金制度を確立し、当面、金額は、時間額1,000円、日額7,500円、 月額16万円とすること、3点目、審議会、専門部会を公開で開催し、再調査と審議を行うことといった内容となっております。

異議申出に至った背景、主な理由としましては、実質賃金が5年連続の減少で5%目減りし、個人

消費は初めて2年連続減少している。非正規労働者が就労者の4割近くに達し、年収200万円未満で働く貧困層が1,139万人にまで増加、特に大阪府下では、雇用者356万6,000人のうち非正規社員は150万9,000人を占め、その比率は42.3%と全国を5%上回っている。そして、小・中学校の就学支援率では26.65%と、全国最多となっている。

時間額883円では、月150時間、年間1,800時間相当働いても158万9,400円にしかならず、ワーキングプアの水準とされる年収200万円には遠く及ばない金額であり、最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展」につながらないこと、貧困の連鎖を断ち切るためにも社会的な賃上げが必要不可欠である。年3%の引き上げでは、全国加重平均1,000円への到達は7年後の2023年であり、余りにも遅々としている。国、地方自治体は中小企業の支援策を具体化し、最低賃金引上げに向けた経営環境の整備を行うべきである。2010年の「雇用戦略対話」で、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す。」といった内容の政労使合意が行われており、この合意が「2020年までの目標」として設定されていることから、その履行に向けた計画的な引上げが求められる。雇用戦略対話合意に基づき早急に時間給1,00円に引き上げるべきであるという趣旨のことが述べられております。

なお、今申し上げた内容のほかに、関係労組に加入する郵政、運輸交通、教職員、医療、介護福祉、保育等といった職場から正社員との大きな賃金格差の問題、そして女性パート労働者、若年労働者をはじめとする非正規労働者からは、低賃金のため生活費、教育費を捻出するためには長時間労働あるいはダブルワーク、トリプルワークで働かざるを得ないといった厳しい現状や将来への不安とともに、早急に、当面は時間給1,000円以上に引き上げるべきであるとの意見が申し述べられていることについても、併せてご報告申し上げます。

続きまして、関係使用者からの異議申出ついてご紹介します。

8月16日付けで受理しましたアサカ・パーソナル・リレーションズ株式会社から出された異議申出について。

本年8月4日に大阪府最低賃金審議会が時間額883円への25円の引上げを答申したことは、ビル清掃請負会社の経営の現状を無視したものであり、ビル清掃請負業者とそこで働く従業員に過酷な負担を課すことになることから、今般の答申を撤回されるか、少なくとも引上げ額を半額程度に抑制すること。加えて、行政機関との委託契約料金の改定率と最低賃金の引上げ率が余りに乖離していることから、地域別最低賃金が改定された際の委託契約の内容変更について、審議会及び労働局が行政施設・官公庁施設責任者へ強く指導すること。

以上について強く要請されています。

次に、8月19日付けで受理しました一般社団法人大阪タクシー協会から出された異議申出について。

大阪府最低賃金額は、平成19年度から10年連続の大幅改定であり、これは最低賃金法第9条で規定する事業の賃金支払能力を全く無視したもので、誠に遺憾と言わざるを得ない。今回の引き上げ幅は政府の成長戦略に配慮したものとなっているが、中小企業の実態を全く顧みないものである。賃金の引上げが実現され、府民生活がより豊かになることは当業界においても強く願望するものであるが、賃金引上げは、生産性が向上し、事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものである。タクシー運転者の高齢化が進む中、年金受給者も多く在籍し、最低賃金には年金受給額も一定考

慮されるべきである。現在、大阪のタクシー業界においては、「改正タクシー適性化・活性化特措法」により、さらなる労働条件改善に努力しているところ、このたびの大幅な最低賃金の引上げは、法の目的にある労働条件改善の取組みにおけるこれまでの成果が水泡に帰することにつながりかねないと危惧している。このため、答申された大幅な最低賃金の引上げ額については、再考をお願いしたいというものです。

関係使用者から出された異議申出は以上でございます。

そして、異議申出の紹介は以上とさせていただきます。

ただいまから、これらの異議申出の取扱いについて、諮問を行います。

それでは、会長、局長、中央へお願いいたします。

(局長から諮問文を会長に手交する。)

# 星島指導官

それでは、ただいまお配りしました諮問文を読み上げさせていただきます。

大労発基0823第4号

平成28年8月23日

大阪地方最低賃金審議会 会長 冨田安信殿

大阪労働局長 苧谷秀信

大阪府最低賃金の改正決定に関する大阪地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について (諮問)

本年8月4日付けで答申のあった大阪府最低賃金の改正決定に関する意見について、最低賃金法第 12条による異議の申出があったので、同条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。 以上です。

# 冨田会長

ありがとうございました。

ただいま異議申出の取扱いについての諮問を受けましたので、審議に入りたいと思います。

本件をどのように取り扱うべきかのご意見をお伺いしたいと思います。

まず、労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

#### 井尻委員

労働側といたしましては、労働団体から出されています異議申出の内容に関しては、私たちも同じ 考え方を示していると思っております。

残念ながら、誰もが1,000円、連合大阪でいえば990円のリビングウェイジに到達していないこと。2020年に仮に1,000円だったと大阪を置きかえたとしても、25円の引上げ水準では届かないということからすると、極めて残念な状況ではございますけれども、しかしながら、限られた時間の中で公労使の中で精いっぱい議論をしてまいりましたし、目安の金額を維持できたと。また、時間額換算になってからも最高水準を維持できていること、答申書の内容に、中小企業への支援策が盛り込まれたことなど、8月4日に答申された内容をそのまま受け入れたいと考えておりますの

で、申出のあった内容については棄却を願って、8月4日の答申どおりとしたいと考えております。 以上です。

#### 冨田会長

次に、使用者を代表する委員、いかがですか。

#### 中井(正)委員

金額改正等につきまして、専門部会で慎重に審議いたしました結果でございますので、使用者側といたしましては、8月4日の答申どおりと考えております。

なお、労働側からも出ましたけれども、中小企業対策、公正競争、それから受託事業などの取り組むべき事項につきましては、答申文にきちんと入れさせていただいているということを申し添えたいと思います。

以上でございます。

# 冨田会長

次に、公益を代表する委員、いかがでしょうか。

# 服部委員

先ほど事務局から申出書の内容について説明がございました。労働者側からは、時間給883円では月150時間働いたとしてもワーキングプアの水準とされる年収200万円にも及ばないことから、時間給1,400円以上を求めるとの申出とともに、少なくとも早急に時間給1,000円に近づけるべく、再調査と審議を求めるとの申出がなされました。

また一方で、使用者側からは、それぞれの業界が抱える問題から最低賃金引上げは経営の根幹にかかわるとして、引上げ額について再考を求める申し出がなされておりました。

今年の審議では、関係労使からいただきましたご意見、ご要請を念頭に置き、特に女性、パートタイム労働者に配慮して調査審議を丁寧に行い、答申にも反映してございます。また、中小企業・小規模事業者の厳しい実態も踏まえて、答申文にはこの点も支援措置を求める内容も盛り込まれております。

ただいまの労働者側委員、使用者側委員のご意見も踏まえまして、ご提出のありました異議申出の 内容も当初から含めて審議してまいりましたことからしますと、本年8月4日付の答申どおりに決定 することが適当ではないかと代表して申し上げさせていただきます。

#### 冨田会長

ただいま服部会長代理から、本年8月4日付けの答申どおり決定することが適当である旨の答申でいいのではないかという意見が出されましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

( 異議 なし)

# 富田会長

そうしますと、当審議会といたしましては先日の答申どおりということで取りまとめたいと思います。

それでは、事務局は答申文案を準備してください。

#### 田中課長

準備ができましたので、ただいまから委員へお配りいたします。

#### 冨田会長

お手元に配られましたのが答申の文案です。事務局で読み上げてください。

#### 星島指導官

それでは、読み上げさせていただきます。

案

平成28年8月23日

大阪労働局長 苧谷秀信殿

大阪地方最低賃金審議会 会長 冨田安信

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について (答申)

当審議会は、本年8月23日付けをもって貴職から諮問のあった、同年8月4日付けの大阪府最低 賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について、慎重に審議した結果、下記の結 論に達したので答申する。

記

本年8月4日付け答申どおり決定することが適当である。 以上です。

#### 冨田会長

ただいまの内容でご異議ございませんか。よろしいでしょうか。

( 異議なし)

# 冨田会長

ありがとうございます。

それでは、局長に答申を行います。

(会長から答申文を局長に手交する。)

#### 冨田会長

次に、議事(2)の「最低賃金専門部会の廃止について」に入ります。 事務局から説明してください。

# 星島指導官

それでは、最低賃金専門部会の廃止につきましてご説明いたします。

審議会の各専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項に、「最低賃金専門部会は、 その任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止するものとする。」と規定されておりま すが、あらかじめ、総会において、最低賃金専門部会の廃止の決議をいただいておれば、その専門部 会での審議が終了した時点をもって部会を廃止することが可能となります。

したがいまして、従来どおり、今年度もそれぞれの専門部会について、最低賃金の改正決定に関する審議が全て終了したときをもって専門部会を廃止するということにさせていただきたいと存じます。 ご審議をよろしくお願いします。

なお、参考としまして、改正決定答申後の異議申出期間中に異議の申出がなかった場合、異議申出期間が満了したことをもってその任務を終了したものとして、これを廃止することができますが、異議の申出があった場合は、異議の申出についての審議が終了したときその任務を終了することとなります。

いずれにしましても、最低賃金の審議会での審議が終了した時点をもって各専門部会を廃止することを、今日の審議会で議決いただきたくご提案をいたします。

よろしくお願いします。

#### 冨田会長

ただいまの説明のとおり、各専門部会は審議が全て終了したときをもって廃止することとしてよろ しいでしょうか。

(異議なし)

#### 冨田会長

それでは、審議が全て終了したときをもって廃止することとします。 その他、事務局からありますか。

# 古田主任

ただいま審議をいただきました大阪府最低賃金でございますが、今後、官報公示の手続を経まして 10月1日の発効の予定となっております。

また、8月18日から審議が始まりました特定最低賃金ですが、これから9月末までの間にそれぞれの業種の専門部会で改正決定の必要性の有無の審議、改正決定の金額の審議が行われる予定となっております。

7月5日の第316回総会でご承認いただきました専門部会の審議に関する了解事項の中で、専門部会において全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、専門部会の決議をもって審議会の決議とする。全会一致で議決されない場合は審議会へ報告するとあります。専門部会で全会一致の結論となった場合は、専門部会で答申いただくことになり、総会を開く必要はございませんが、専門部会で全会一致の結論とならなかった場合には、総会に審議結果を報告し、答申を

いただくことになりますので、改めて総会を開催する必要がございます。その際には、日程調整のご連絡を改めてさせていただいた上、総会の案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

# 富田会長

ただいまの事務局の説明について、ご質問はございませんか。

(なし)

# 冨田会長

労働者を代表する委員、ございませんか。

( な し )

# 冨田会長

使用者を代表する委員、ございませんか。

( な し )

#### 冨田会長

それでは、以上で本日の審議は全て終了いたしました。

なお、議事録の署名につきましては、私のほか、労働者を代表する委員は井尻委員に、使用者を代表する委員は中井委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれをもちまして閉会といたします。

委員の皆様、ありがとうございました。

(閉会 午前9時30分)